

平成27年度

長野原町水質検査計画



はじめに・・・

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠です。

水質検査計画は、長野原町の水道において、水源、過去の水質検査結果から総合的に検討し、検査項目、及び検査頻度、公表の方法等を定めたものです。

長野原町上下水道課

目 次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 長野原町の水質状況
- 4 採水地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の自己/委託の区分
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 水質基準項目等の定量下限値及び測定精度
- 11 関係者との連携

1 基本方針

- (1) 水質検査は、各配水系統の給水栓より採水し、検査します。
- (2) 水質検査は、水道法で義務づけられている項目および水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、これまでの検査結果を考慮して定めます。
- (4) 水質基準項目の検査は、月1回行うとされている項目については月1回、その他の項目については、3ヶ月に1回とします。なお、省略可能な項目については、過去の検査結果より判断し、定めます。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

水道事業名	浅間上水道	北軽井沢簡易水道	中部簡易水道
給水区域	嬭恋村字大カインコ	北軽井沢・応桑	長野原、大津、羽根尾、与喜屋
計画給水人口(人)	10,000	3,200	2,930
計画1日最大給水量(m ³)	2,000	4,090	2,810

(2) 浄水施設の概要

配水池の名称	所在	容量(m ³)	水源	処理方法	給水地区
浅間第1配水池	嬭恋村字大カインコ	1000	地下水	塩素滅菌	嬭恋村大字鎌原
浅間第2配水池	嬭恋村字大カインコ	384	地下水	塩素滅菌	嬭恋村大字鎌原
北軽井沢第1配水池	北軽井沢	652	地下水	塩素滅菌	北軽井沢
応桑第1配水池	北軽井沢	160	地下水	塩素滅菌	北軽・応桑
応桑第3配水池	北軽井沢	452	地下水	塩素滅菌	応桑
大屋原配水池	北軽井沢	142.5	地下水	塩素滅菌	大屋原
栗平配水池	北軽井沢	50	地下水	塩素滅菌	栗平
中央第3配水池	大津	1000	地下水	塩素滅菌	大津、長野原、羽根尾
横壁	横壁	72	地下水	塩素滅菌	横壁
与喜屋配水池	与喜屋	80	地下水	塩素滅菌	与喜屋
貝瀬配水池	貝瀬	15	地下水	塩素滅菌	貝瀬

3 長野原町の水質状況

(1) 水質の状況

長野原町の水道水は、すべて良質であり、浄水については、水質検査基準 50 項目をすべて満たしており、安心安全な良質な水をお届けしています。

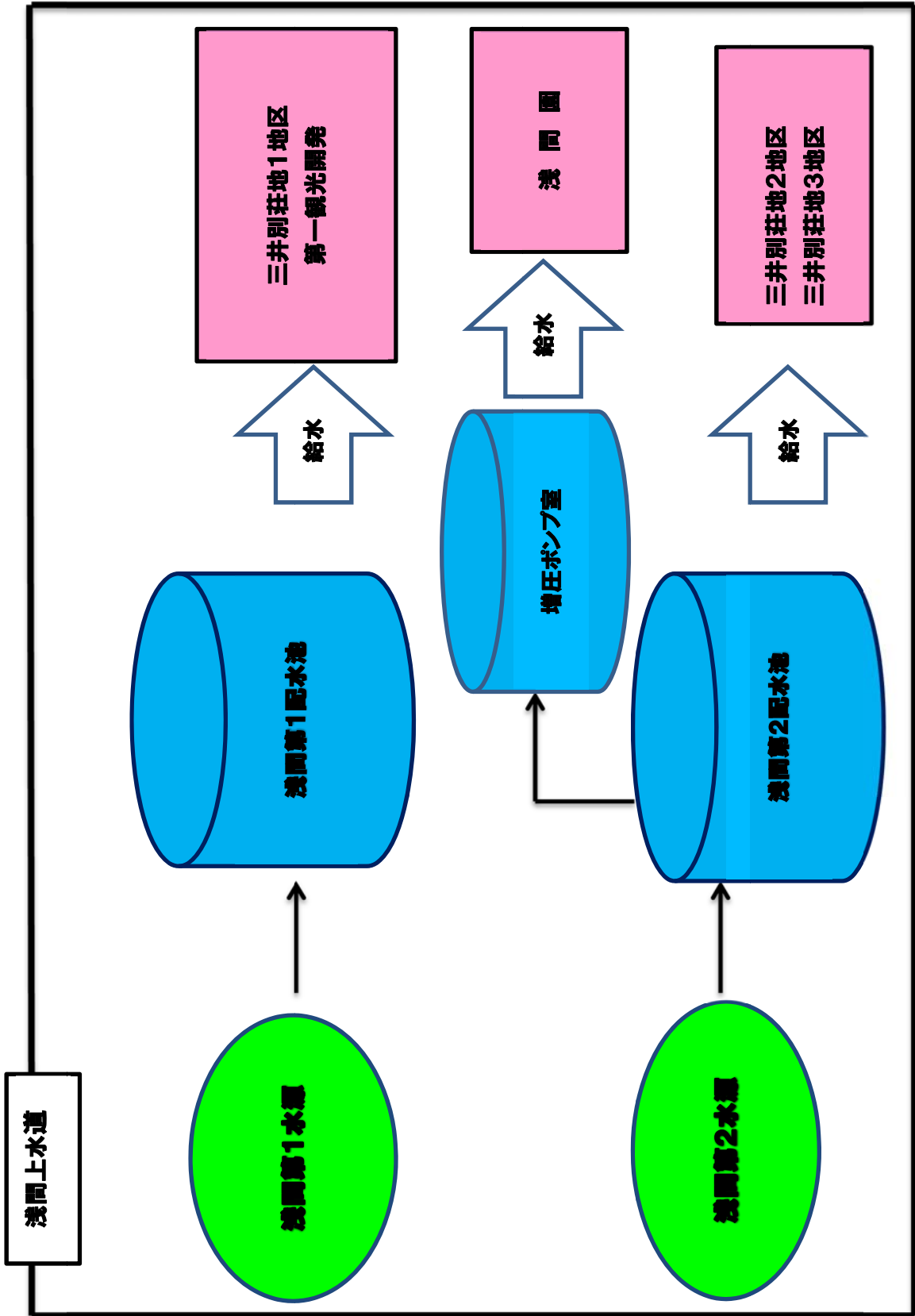
(2) 浄水の水質（別表 1 参照）

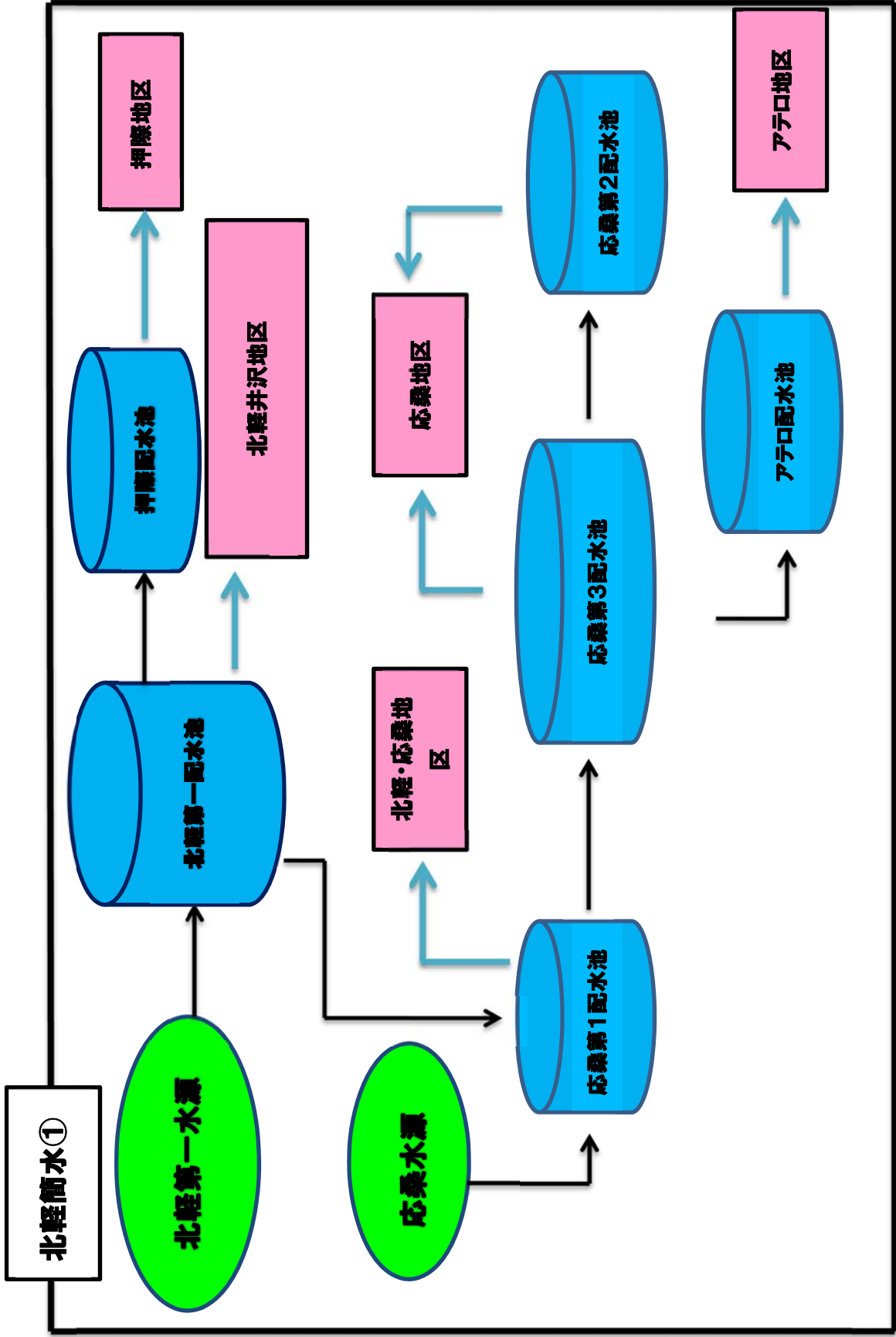
4 採水地点

配水池の水源の系統ごとに、町内全域 12ヶ所で、採水しています。採水場所は以下の通りです。

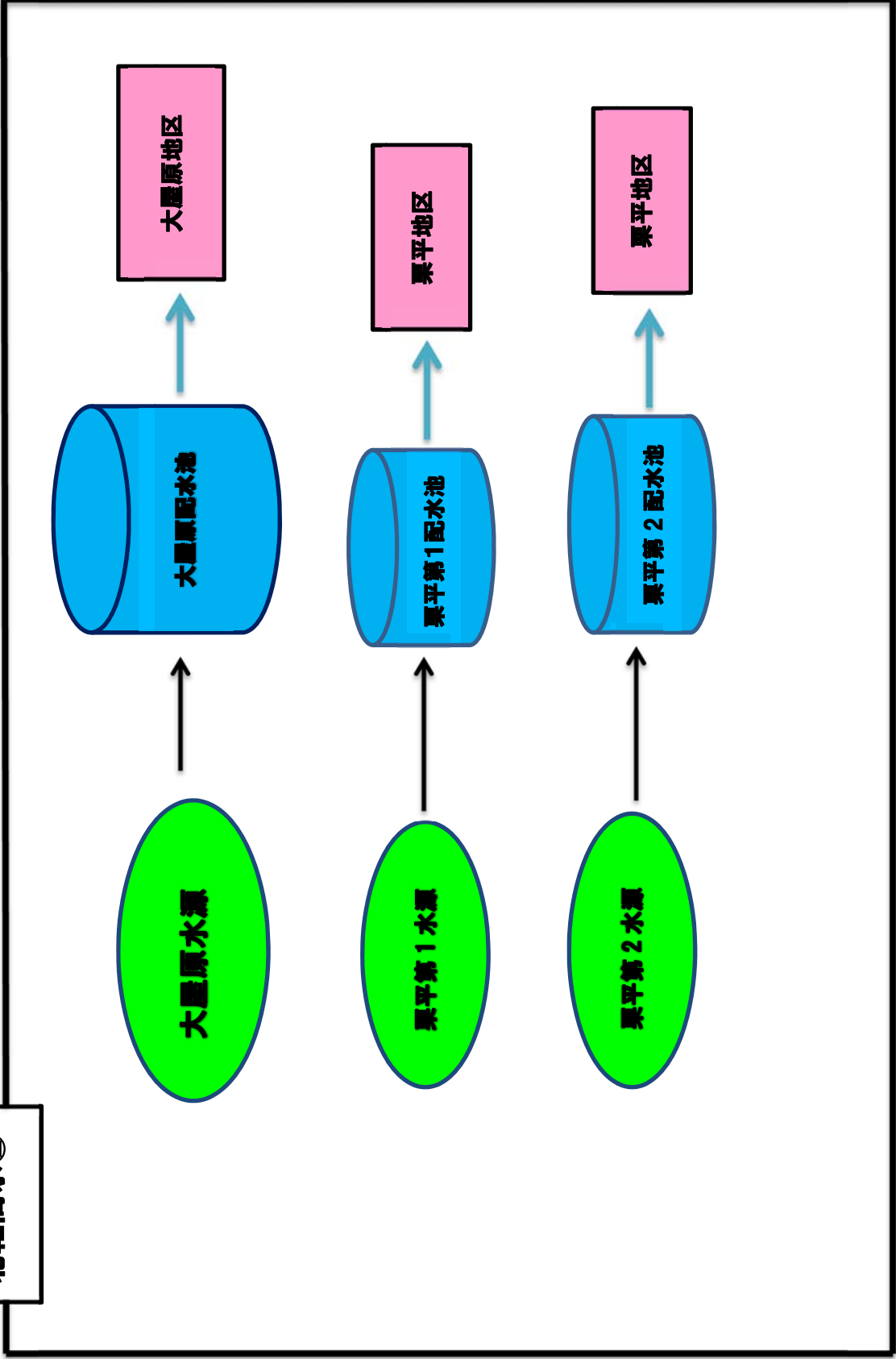
- ・ 浅間上水道 1
- ・ 浅間上水道 2
- ・ 北軽井沢簡易水道（北軽井沢）
- ・ 北軽井沢簡易水道（応桑）
- ・ 北軽井沢簡易水道（大屋原）
- ・ 北軽井沢簡易水道（栗平）
- ・ 中部簡易水道（中央）
- ・ 中部簡易水道（洞口）
- ・ 中部簡易水道（与喜屋）
- ・ 中部簡易水道（貝瀬）
- ・ 林簡易水道 2
- ・ 横壁簡易水道
- ・ ・ ・ 三井別荘地内給水栓
- ・ ・ ・ 三井別荘地内排泥
- ・ ・ ・ 北軽井沢区事務所
- ・ ・ ・ 応桑区事務所
- ・ ・ ・ 第 3 住民センター
- ・ ・ ・ (有)佐藤工務店
- ・ ・ ・ 長野原町役場
- ・ ・ ・ 黒岩今朝松宅
- ・ ・ ・ 消防機械器具置き場
- ・ ・ ・ 配水池
- ・ ・ ・ 町立第一小学校
- ・ ・ ・ 配水池

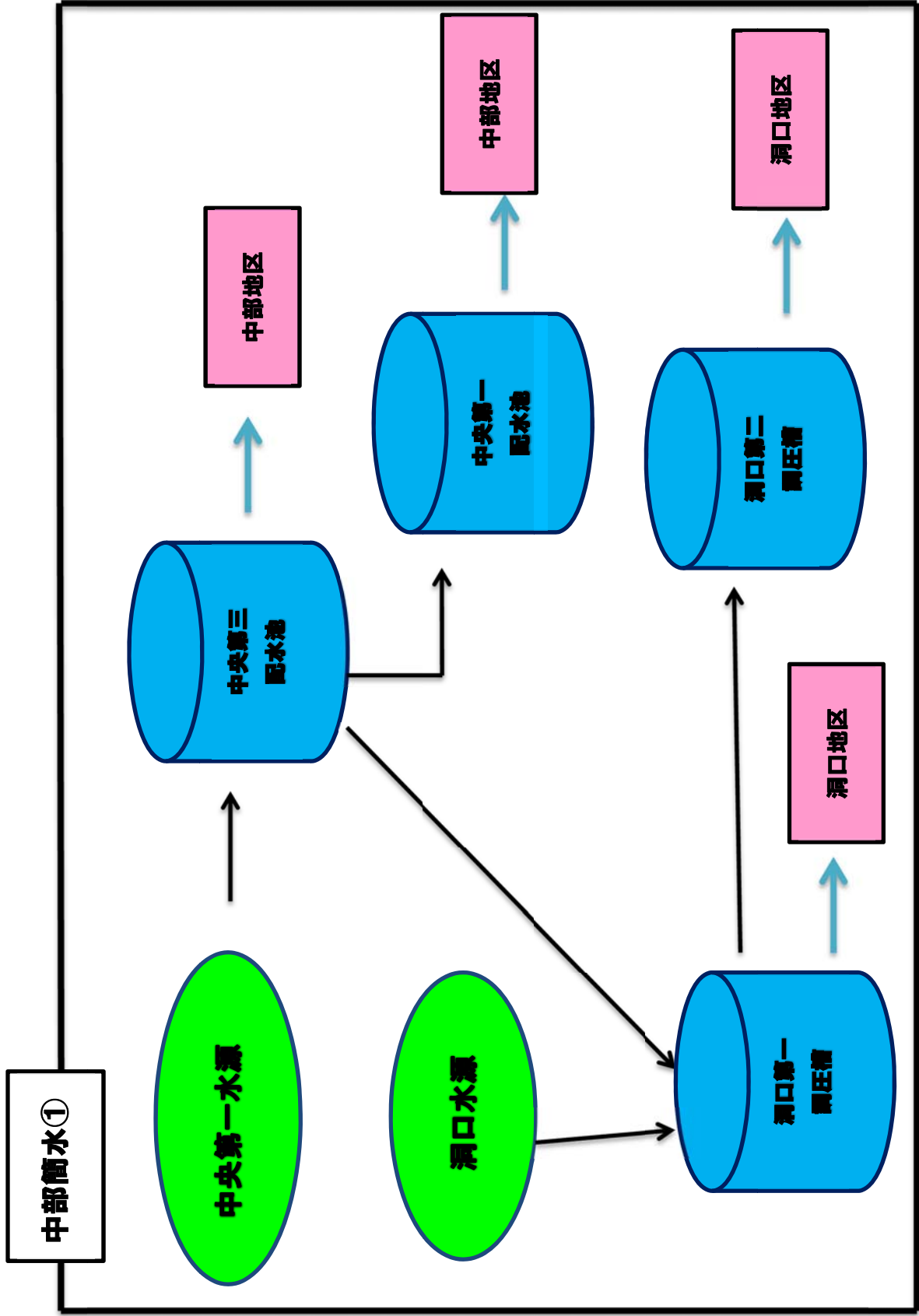
長野原町水道配水系統図

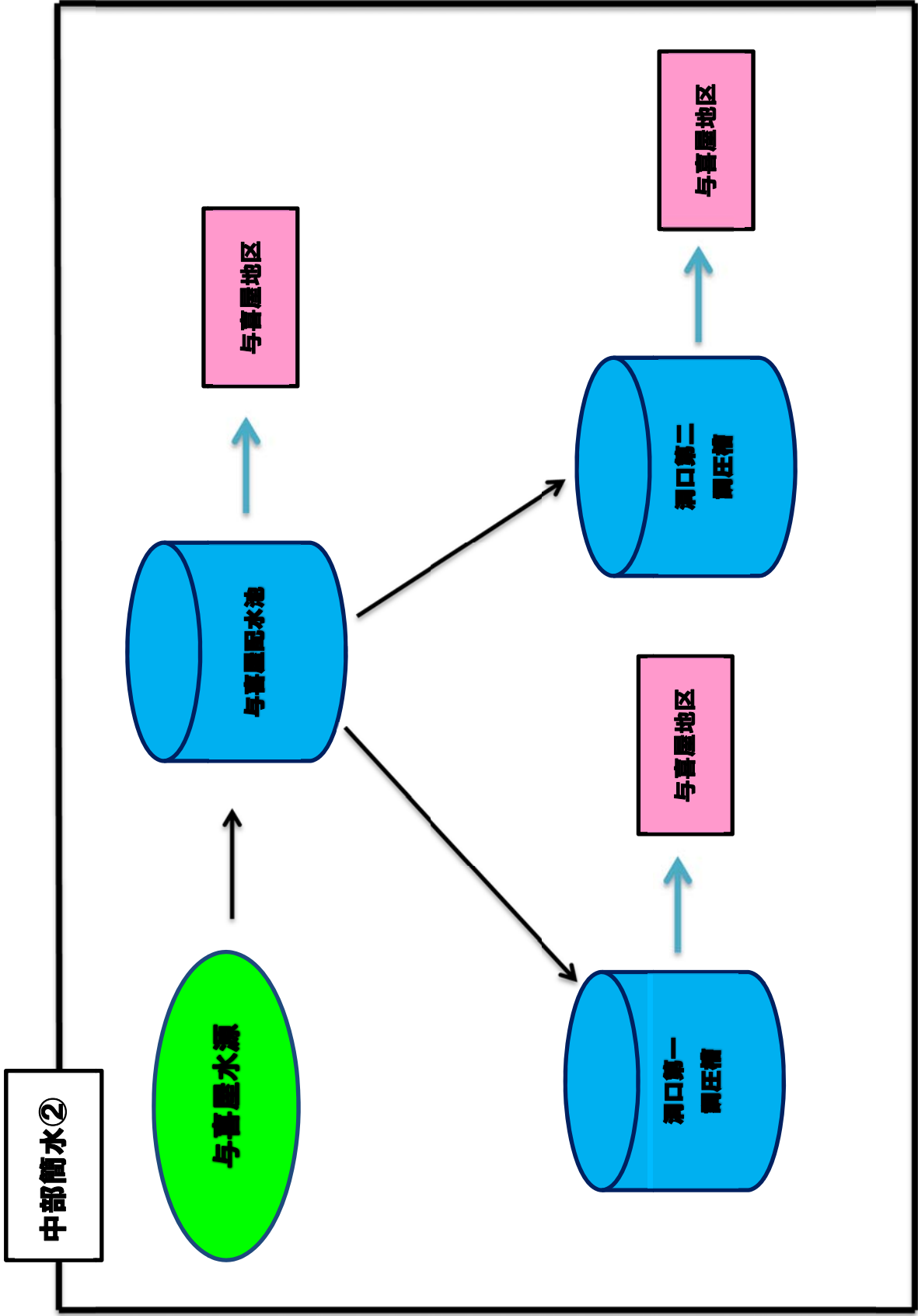


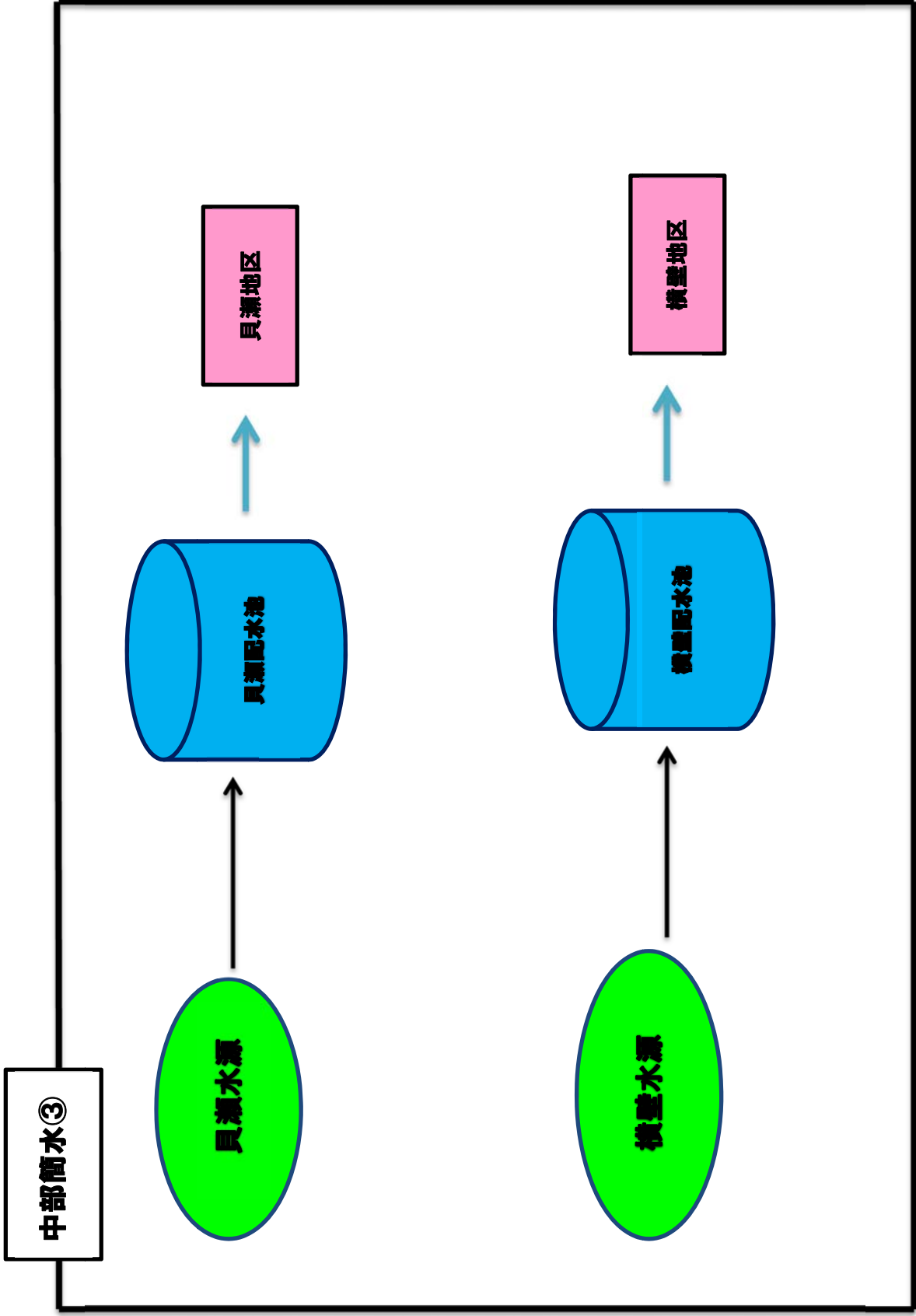


北軽筒水②









5 水質検査項目及び検査頻度

・毎日検査項目の検査頻度

項目	検査頻度	評価	備考
色	毎日	異常でないこと	水道法施行規則 第15条第1項 第1号による。
濁り	毎日	異常でないこと	
残留塩素	毎日	0.1mg/L以上	

※詳細は（別表2）参照

6 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する法令（平成15年厚生労働省第101号）の規定に基づく検査方法により行います。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

- ① 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。
- ② 水源地・配水池などの水道施設が著しく汚染された可能性がある場合。
- ③ 給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行している場合。
- ④ その他特に必要があると認められる場合。

8 水質検査の自己/委託の区分

水質検査は下記のとおり水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関にて検査いたします。

- ・委託先：一般社団法人 群馬県薬剤師会 環境衛生試験センター
- ・検査方法：「水質基準に関する法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」により行います。
それ以外の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、長野原町ホームページにて、公表いたします。

また、内容につきましては、町民の皆様のご意見を参考にさせていただきながら、毎年よりよい計画書を作成してまいります。

1 0 水質基準項目等の定量下限値及び測定精度

長野原町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意しています。原則として基準値の10分の1の定量下限値を確保しています。

また、委託検査機関については、厚生労働省の外部制度管理の検査結果等を確認し信頼性を確保いたします。

1 1 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあつた場合は、県や保健所等の関係機関と連携し、迅速に対応いたします。

また、水源の水質汚染につきましては、林野庁や国土交通省、群馬県や保健所等の関係機関との連絡体制を整備し情報交換するとともに、適切な処理を行い、水道水の安全性を確保します。

